

「誰の農地？」を有効活用！

所有者不明農地制度のご案内

農地を借りたい・貸したい皆さん！
このようなお悩みをお持ちではありませんか？



耕作されてない農地があるから使いたいけど、
周りに聞いても所有者が分からない…

農地の契約更新の時期が近付いてきたけど、
所有者との連絡がつかない…



共有名義の農地を貸したいけど、
共有者の過半の連絡先が分からない…

このようなお悩み、

「所有者不明農地制度」で対処できます！



所有者不明農地制度とは、所有者や共有者が分からない農地であっても、法律※に基づいて農業委員会が探索・公示手続を行うことで、農地バンクを経由した貸借が可能となる制度です！

※ 農地中間管理事業の推進に関する法律（機構法）、農地法

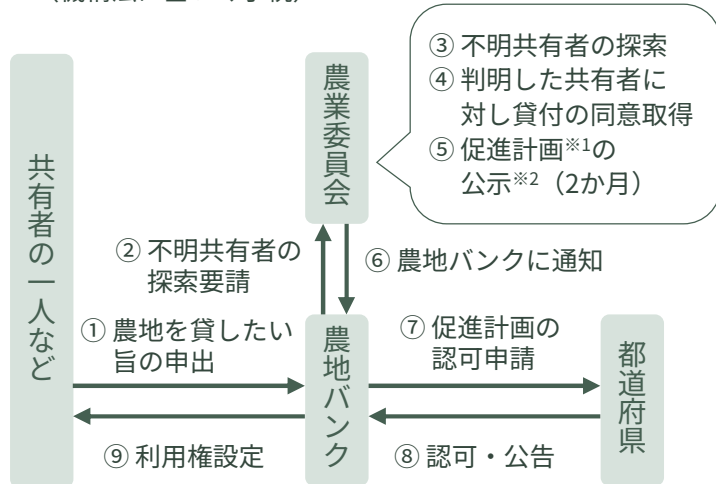
所有者不明農地制度のメリット

- ✓ 公的機関である農業委員会が所有者や共有者を探索
→ 耕作希望者や共有者自身が探索を行う必要はありません！
- ✓ 農業委員会の探索範囲は「登記名義人の配偶者と子」まで
→ 効率的な探索により権利発生までの期間が短縮されます！
- ✓ 農地バンクを経由した貸借は最長40年間
→ 所有者や共有者が不明でも長期間の貸借が可能です！

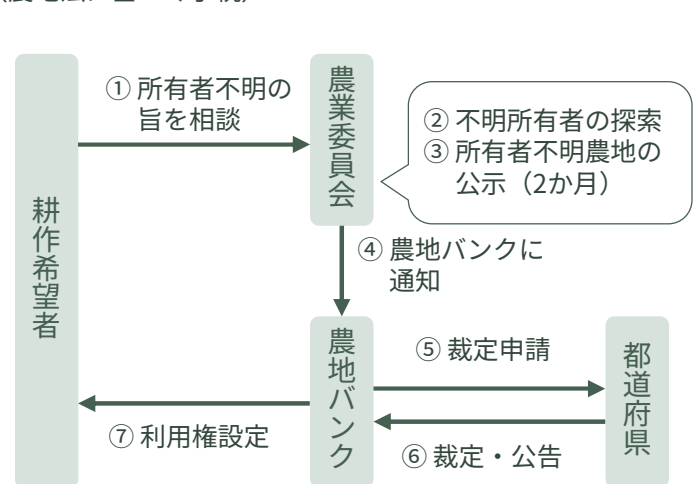


所有者不明農地制度の概要

○農地の共有者の1/2以上が不明の場合 (機構法に基づく手続)



○農地の所有者・共有者の全てが不明の場合 (農地法に基づく手続)



※1 地域計画の目標地区に沿って農地バンクが作成する農用地利用集積等促進計画のことを指します。

※2 1/2以上の共有者が判明しない場合に限りです。

探索により1/2超の共有者が判明した場合は、これまでどおり1/2超の共有者の同意を得て促進計画を作成します。

所有者不明農地制度に関してよくあるご質問

Q 所有者不明農地制度を活用する場合、賃料の取扱いはどのようにになりますか。

→ 本制度を活用する場合、農地バンクを経由した貸借となります。
そのため、所有者（共有者）不明農地の耕作者は農地バンクに賃料を支払い、
農地バンクは受け取った賃料を以下のとおり支払います。

- ・ 共有者が不明の場合：共有者の代表者へ支払い※1、2
- ・ 所有者が不明の場合：供託所へ供託

※1 共有者が不明の場合は使用貸借も可能です。

※2 判明している共有者が賃料の受取を希望しない場合は供託によることも可能です。



Q 農業委員会へ相談してから農地を使えるようになるまでの期間はどれくらいですか。

→ 以下のとおり標準的な事務処理期間を定めていますが、こちらはあくまで目安であり、
実際に行う手続の期間は前後することがあります。

- ・ 共有者不明農地（機構法）の場合：探索から都道府県の認可まで6か月
- ・ 所有者不明農地（農地法）の場合：探索から都道府県の裁定まで9か月

所有者不明農地制度の活用はお近くの**農業委員会**まで！

所有者不明農地制度の詳細については
農林水産省HPをご確認ください。

(<https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/souzokumitouki.html>)

所有者不明農地制度

検索

